

令和4年3月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第3回）議事録

1. 開催日時 令和4年3月17日（木曜日）午後3時20分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡 部 五 一郎	17番 伊 藤 直 子
5番 佐々木 亨	18番 菅 原 文 克
6番 小 野 晃 一	19番 佐 藤 秀 孝
7番 大 瀧 浪 雄	20番 佐 藤 源 樹
8番 小 松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小 松 幸 夫	22番 伊 藤 剛
10番 佐 藤 順	23番 吉 尾 麻 美
11番 佐 藤 崇	24番 佐 藤 系 悦
12番 佐々木 純 一	

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程第1号 令和4年3月17日 午後3時20分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 1号 由利本荘市農業委員会農業委員の欠員について

第 5. 議案第15号 由利本荘市農業委員会会議傍聴要領の制定について

第 6. 議案第16号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 8. 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件

第 9. 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第10. 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件

第11. 議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第12. 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第13. 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第14. 議案第24号 利用状況調査の結果による非農地の判断について

第15. 議案第25号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第16. 議案第26号 令和4年度下限面積（別段の面積）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	小松幸月
農地班長	小松貢治	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
班長(矢島庶務班)	黒木浩二	主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ
主任(岩城庶務班)	佐賀歩	主事(由利庶務班)	阿部健大
主任(大内庶務班)	松永希	主事(東由利庶務班)	遠藤大騎
班長(西目庶務班)	千葉博喜	主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

4番 岡部 五一郎

5番 佐々木 亨

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年3月2日公示招集されました令和4年第3回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。

出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告1号並びに議案第15から議案第26号までの計13件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、4番岡部五一郎委員、5番佐々木亨委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第1号「由利本荘市農業委員会農業委員の欠員について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

市当局の見解として、選任に関する規則第8条第1項で、「罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、」とあります。死亡は欠員の補充に努めるものにあたらないことから、このまま欠員1となります。

他市町村では、死亡と明記しているところもありますが、本市は、死亡と明記していないことから、欠員の補充は行わないという市の判断です。ただし、同規則8条第2項により、6分の1を超えた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに委員を補充するものであります。

なお、15番については欠番とし、委員の皆さんは任期終了まで現番号のままということになります。

○議長

報告第1号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第15号「由利本荘市農業委員会会議傍聴要領の制定について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

由利本荘市農業委員会会議傍聴要領の制定について説明いたします。農業委員会会議傍聴要領については、総務委員会で協議していただき、総務課にも確認していただきまして、お手元のものが最終的な由利本荘市農業委員会会議傍聴要領となります。

ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長

議案第15号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第16号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第17号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案1番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第17号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号1番の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号1番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【A委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第17号2番から81番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号2番から81番までの説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号2番から81番までは、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号2番から81番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第18号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第18号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第19号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、内容は議案書記載の通り、計画の内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第20号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第21号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(審議予定だったが、提出資料の調整のため保留とする旨説明する)

○議長

事務局より議案第21号、保留の説明がございましたので、日程12、議案第22号にうつります。

○議長

日程第12、議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、またこの案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第22号の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、17番伊藤直子委員。

○17番・伊藤直子委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第22号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第22号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第22号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(最初に「本荘1」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

次に「本荘2」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、両案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第23号の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(「本荘1、2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第23号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【14番・加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

14番加藤三敏委員。

○14番・加藤三敏委員

そば乾燥調製施設のことで、どれくらいの規模を実施するのか、教えていただきたいです。

○事務局

令和3年度の作業受託面積で約百町歩くらい受託している面積があるそうです。乾燥調製施設としては、新規に乾燥機を五十石規模のものを三台導入する計画になっております。

○議長

加藤委員、よろしいですか。

○14番・加藤三敏委員

受託面積が100haとのことですが、どのあたりを受託しているのでしょうか。

○事務局

基本的にはA地区がメインになるのですが、他の地域にも点在しており、委託される面積もどんどん増えてきており、広範囲に及んでいるようです。

○議長

他に、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第23号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第23号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第24号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、令和3年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれた農地で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないと思われること、また令和4年2月開催の農地パトロール推進会議報告で、所有者より非農地判断をすることに、同意を得られたものが本案件である旨報告する。)

○議長

議案第24号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和4年2月に開催した令和3年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第24号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第24号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第15、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とします。

最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(対図番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水・生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第25号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(対函番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、西目1の変更内容につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局

(対函番号「西1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外の必要性、代替性の有無について、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水・生活雑排水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(対函番号「西1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

次に、事務局より農地法等に基づく説明を求めます。

○事務局

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。)

対函番号「本1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外である、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下に該当すると見込まれる。

対函番号「西1」は、第2種農地と判断されるが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には、申請内容を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地はないと認められる。

以上から、それぞれの案件が許可相当と判断された。また2件とも今後、農地転用申請がされた場合には、転用目的等の一般基準について申請内容を確認するとともに、詳細な審査を行い、総会で審査されることを説明した。)

○議長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第25号について、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16、議案第26号「令和4年度下限面積、別段の面積について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

総会前に開催しました委員全員協議会におきまして、農地委員会の取りまとめた考えを報告いただき、また特段の意見が発せられなかったことから、議案書記載のとおり（1）特定の区域に限定した設定については、設定区域を由利本荘市内、設定面積を20アールとし、また（2）空き家に付随した農地に限定した設定については、設定区域を空き家に付随した農地、設定面積を1アールとし、設定理由として耕作意欲のあるものの参入を促し、遊休農地の解消及び発生の未然防止に資するため、として提案させていただきます。以上です。

○議長

議案第26号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後4時35分閉会）

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 岡 部 五 一 郎

議事録署名委員 佐々木 亨